

登別市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度により利用可能な行政サービス(令和7年7月1日現在)

※利用にあたっては、制度ごとに所定の要件がありますので手続きの詳細は各担当へご確認いただきますようお願いいたします。

No.	制度・サービス	対象・摘要内容	対象者	担当グループ 連絡先TEL
1	住民票の続柄	同一世帯の場合、住民票の続柄を「縁故者」と登録することができます。(登録する本人または世帯主が届出人となります) 【ファミリーシップ宣誓制度にも対応しています】	パートナー ファミリー	市民サービスG 85-1855
2	市営墓地の申請	墓地使用権の承継申請、埋葬・埋蔵の届出をすることができます。 【ファミリーシップ宣誓制度にも対応しています】	パートナー ファミリー	市民協働G 85-2139
3	登別市子ども見守り強化事業	パートナーは保護者として事業実施の同意をすることができます。	パートナー	こども家庭G 57-1078
4	放課後児童クラブ	パートナーは保護者として申請することができます。 【ファミリーシップ宣誓制度にも対応しています】	パートナー ファミリー	こども家庭G 57-1078
5	登別市こどもショートステイ事業	パートナーは保護者として利用申請することができます。	パートナー	こども家庭G 57-1078
6	市営住宅への入居	パートナーを配偶者と同じ取扱いとして、市営住宅及び登別市内の道営住宅へ入居することができます。 【市営住宅はファミリーシップ宣誓制度にも対応しています】	パートナー ファミリー	建築住宅G 85-4399
7	就学援助の申請	パートナーは保護者として申請することができます。 【ファミリーシップ宣誓制度にも対応しています】	パートナー ファミリー	学校教育G 88-1162
8	就学相談	パートナーは保護者として利用申込みすることができます。 【ファミリーシップ宣誓制度にも対応しています】	パートナー ファミリー	学校教育G 88-1162
9	救急搬送証明	救急隊が傷病者を医療機関へ搬送したことの証明を申請することができます。 【ファミリーシップ宣誓制度にも対応しています】	パートナー ファミリー	消防総務G 85-9611